

新規制基準に係るウラン濃縮加工施設保安規定変更認可申請（第2回）について

1. はじめに

新規制基準に係るウラン濃縮加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）については、平成29年5月17日付け原規規発第1705174号をもって許可を受けた事業変更許可申請書の内容を反映するものである。

新規制基準への適合には、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）、工事が必要であることから、保安規定の申請範囲を2分割して申請することとし、第1回保安規定については、設工認、工事を必要としない事項を反映し令和2年3月13日付け原規規発第2003138号をもって認可を受けている。

第2回保安規定について、今回、設工認（第1回～第5回）が認可されたことを踏まえ、第1回保安規定にて追加した内容以外\*を反映し本年4月中旬に申請する予定である。

また、併せて品質・保安会議の議長変更、当社他施設保安規定との整合を踏まえた記載の適正化を図る。

第2回保安規定変更認可申請に当たって、施行時期の考え方等についてご相談させていただきたい。

\*：事業変更許可のうち追加安全対策以外の新型遠心機更新、Bウラン濃縮廃棄物建屋の増設およびRE-1の廃棄物化に関する内容を除く。

2. ご相談事項

(1) 施行時期の考え方

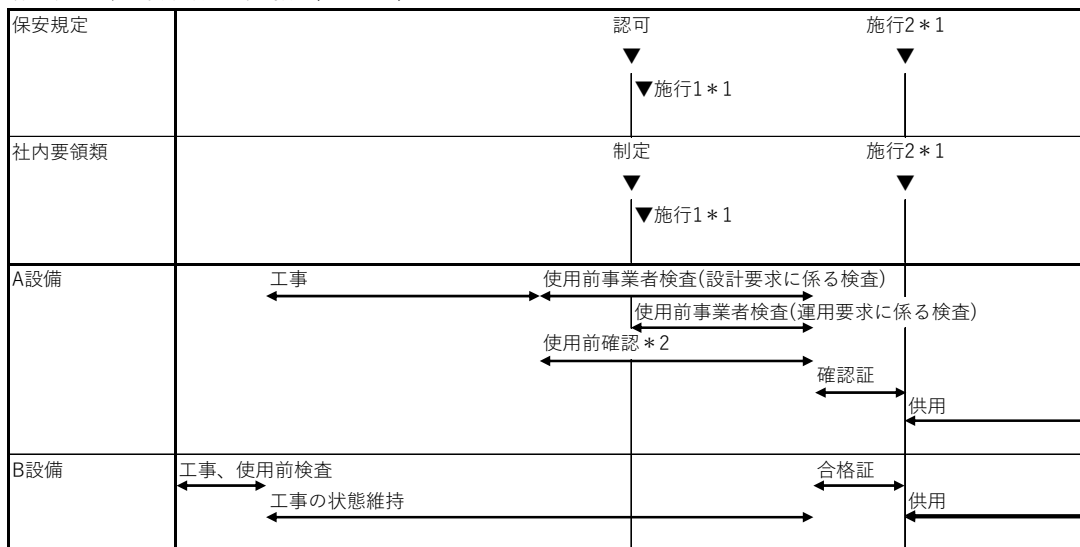
今回の保安規定の施行時期については、先行する実用炉を踏まえ以下の考え方とする。

- 保安規定のうち工事や運用上の制約がない事項\*に係る条文については、保安規定の認可後速やかに施行する。
- 設工認対象範囲で、上記の施行時点で使用前事業者検査が完了していない設備に係る条文については、使用前事業者検査完了後（使用前確認証受領後）に施行することとし、保安規定認可から施行までの間は既認可保安規定を適用する。
- 上記のとおり保安規定の各条文により施行時期が異なることから、附則にて各施行時期（既認可保安規定の適用期間含む）を明確にする。
- 設工認（第4回～第5回）の基本設計方針における運用要求事項（保安規定および社内要領類に定めて管理するとした事項）については、使用前事業者検査（一号検査の状態確認検査、三号検査の基本設計方針検査）にてその内容を確認する必要がある。そのため、当該使用前事業者検査を実施するまでに保安規定を踏まえた社内要領類を制定するが、当該社内要領類の施行は使用前事業者検査完了後（使用前確認証受領後）とする。

\* : 工事や運用上の制約がない事項の事例を以下に示す。

- ・使用前事業者検査対象設備（シリンダ、廃棄物保管区画）の名称変更
- ・設工認対象外である資機材等（監視カメラ、2号発回均質室前カーテン）の追加
- ・運用（品質・保安会議議長）の変更

保安規定・社内要領類の施行時期（イメージ）



\* 1 : 施行 1 においては、工事や運用に制約がない事項を対象とし、認可後に施行

施行 2 においては、使用前事業者検査が完了していない設備に係る事項を対象とし、使用前確認後に施行

\* 2 : 運用要求に係る検査の使用前確認は、保安規定認可後に実施

## (2) 設工認において使用しないとした設備の保安規定上の扱い

今回認可を受けた設工認（第 1 回～第 5 回）において使用しないとした設備\*については、新型遠心機更新までの運用であることから、保安規定変更認可申請書（変更理由）に以下の趣旨を明記する（保安規定には規定しない）。

- ・今回の保安規定変更認可の申請範囲は、事業変更許可のうち認可を受けた設工認（第 1 回～第 5 回）であること。
- ・事業変更許可のうち上記以外の事項（新型遠心機更新、B ウラン濃縮廃棄物建屋の増設および RE-1 の廃棄物化）に係る保安規定は、当該設工認および工事の進捗状況を踏まえ、別途変更認可申請すること。

\* : 設工認において使用しないとした設備（例）

- ・RE-2B、RE-2C に係るカスケード設備については、UF6 処理設備の隔離弁により運転側（RE-2A の運転に係る設備）と隔離し、新型遠心機への更新等が完了するまで使用しない。【第 3 回設工認】
- ・2号廃品回収槽 14 基のうち 6 基については、RE-2B、RE-2C の新型遠心機への更新等が完了するまで使用しない。【第 4 回設工認】

以 上